

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○病院に入社し、調理師として調理業務に配属され、調理や配膳の業務に就いていた。

請求人は、同僚から受けた執拗ないじめが原因で集中力、注意力が減少し、平成○年○月○日、病院内の厨房において左足立方骨を骨折し、同足の治療のため休業していたが、家族が請求人の異変に気づき、平成○年○月○日○病院に受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、以後、通院加療した。

請求人は、うつ病は業務によるものとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は上司及び同僚のいじめにより重症うつ病を発症したものであり、それ以外の理由も見当たらないため、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、業務による強い心理的負荷があったものとは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成○年○月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人が申述する職場内での上司及び同僚からのいじめの事実は確認できなかったが、衛生面の認識等について、上司や先輩から、時には強い口調で注意・指導を受けていたことは認められる。これを判断指針「職場における心理的負荷評価表」に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当するものであり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人が申述するいじめについては、事実関係が判然としないことや、その内容・程度

が業務指導の範囲を逸脱し、人格や人間性を否定するような言動が客観的に認められないため、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行があった」とする出来事の評価は適切ではなく、また、早出勤務については事業場として一定の支援体制が整えられていると認められ、出来事の評価の修正に当たり考慮すべき点はないと思われるため、強度「Ⅱ」を更に修正する理由は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の要因については、心理的負荷は特に認められない。

個体側要因については、請求人及び家族に精神障害等の既往歴は認められていないが、平成〇年〇月〇日に「甲状腺機能低下症」と診断されている。今般のうつ症状については、直接、甲状腺機能低下に伴う症状ではないと判断されるものの、療養経過は定かではないが、請求人には潜在的に甲状腺機能障害があったことが窺え、このことが業務や日常生活に何らかの影響を与えていたことは否定出来ない。

飲酒については、ほとんど飲まないとされ、問題は報告されていない。

性格傾向について、実妹は「正直で生真面目、責任感がある、人付き合いが良く友人が多い」と評し、事業場関係者は「素直で実直であるが、行動が伴わない。返事が良いが実行できない」と評している。

(4) 結論

以上より、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件精神障害は、その他業務に起因することが明らかな疾病には該当しないと判断するのが適当である。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人は、上司や同僚からいじめを受けたことを主張するが、事業場関係者の申述からは、客観的にいじめに相当するような事実は認められない。しかし、上司や先輩から、業務に関する注意や指導を受けていたことが認められることから、請求人が受けた業務による心理的負荷となる出来事としては「上司とのトラブルがあった」を類推適用し、その心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断されるが、その後の状況を含め総合評価してもその程度は「判断指針」による総合評価が「強」と判断できない。

その他、特段検討考慮すべき心理的負荷は認められない

(3) 結論

以上のことを総合すると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものではなく、請求人に発症した本件疾病は、業務上災害及び業務が相対的に有力な原因となって発症したとは判断しがたいので、業務上の事由によるものとは認めることができ

ない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。